

『古事記偽書説』不成立の論』批判

大 和 岩 雄

西宮一民氏は、『古事記偽書説』不成立の論』(『上代文学』四十六号)で、終りに、

以上、「古事記偽書説」成立のためには、偽作するだけの目的が必要だと考え、諸説を見たけれども満足な説明が得られず、それなら現『記』のあるがままに、「記序」を読み「本文」を読んだとしたらどうなるかということをやってみると、「記序」と「本文」とがよく対応して、すべてによく説明ができたし、よく理解ができるのであった。

と書かれている。しかし、いわゆる「偽書論者」でなくとも、神田秀夫・川副武胤氏らは、序文と本文とが対応していないため、「すべてによく」どころか、「説明」も

「理解」もできないとしている。川副武胤氏は、『古事記の世界』の中で、「序文の内容は、『古事記』本文をよくよみとっていないということを指摘したい」と書き、具体例をあげ、「古事記序文の古事記しらず」とも書いている。また、神田秀夫氏は、序文切捨て論者だが、西宮氏は神田氏を意識して、次のように書く。

……それほど大切な「序」なので、抹殺するやうな意見があるのは、「序」が己れによく理解できないことを、△疑はしい ▽すなはち△虚偽 ▽としてすりかへてしまったことに原因があると私には思はれてならないのである(傍点引用者)。

神田秀夫氏は、『日本古典全書・古事記』(朝日新聞社)の解説・校注者であり、『古事記の構造』(明治書院)の著者である。川副武胤氏は『古事記の研究』(至文堂)『古事

記及び日本書紀の研究』(風間書房)『古事記の世界』(教育社)の著者である。これらの著書でも勿論のこと、著書に入っていない論文でも、序文と本文の不一致をくりかえし書いている。新しく発表される原稿ほど、主張は強くなっている。このような主張は、『序』が已れによく理解できないこと」を証明していることに、西宮一民氏にとってはなる。西宮氏はこうした見解に立って、自説については、「すべてよく」を繰返し述べているが、これは西宮氏の主観の強調ではないか。

『記序』と『本文』とがよく対応してすべてによく説明ができたし、よく理解ができる」のに、なぜ偽書説が『古事記』に限って、消えることなく出てくるのか、その理由は『古事記』序に問題があるためではないだろうか。

二

西宮一民氏は、偽書説の論理は『記序』といふ唯一の資料に対して、他に傍証が無いから疑はしい」とすると書く。『万葉集』の「古事記」の引用が傍証になるのに、それを認めようとしなのが偽書論者だという。『万葉集』引用の「古事記」が、現存「古事記」かどうかという問題は、理解の問題ではなく、解釈の問題である。なぜなら、私は『古事記』は固有名詞でなく普通

名詞と考える。だから『万葉集』引用の『古事記』を現存『古事記』と断定できない。卷二掲載の「古事記」のみ現存『古事記』だという説もあるが、その説に対しても別な解釈ができる。そういう「解釈」を私は示しているが、その「解釈」も、『古事記』及び『万葉集』をよく理解できない」ためだと、西宮氏はどうだろう。

このような傍証の解釈だけでなく、本文と序文が対応していないと解釈する人たちも、「すべて」古事記を偽書だと言っているのではない。逆に偽書説の否定になると川副武胤氏は言っている。神田秀夫氏は、序文を切捨てることによって、本文の古典としての価値を再確認している。梅原猛氏は、稗田阿礼を藤原不比等と解釈することによって、偽書説を克服できるとしている。

このように、西宮一民氏が、偽書論者またそれに準じる論者として、一緒に批判している人たちも、『古事記』偽書説「不成立の論」の陣列に属しているのである。それなのに、そういう相違を無視して批判しているのが、西宮氏の論法である。

更に、この△批判▽に問題があるのは、はっきり名前を書かずに、私を念頭においた前の部分と、神田秀夫氏を念頭においた後の部分を、つなげて書いていることである。この書き方は、前も後も同一人物の意見、または

古事記序に疑問をもつ論者の、共通の意見と読者に思いこませる書き方になっている。しかし、私はシンポジウムの会場でも、拙著拙論でも、序文がなかったら、現存の『古事記』の成立はわからない。序文を疑うことは、序文を無視することではない。だから序文切捨て論には賛成できない、とくりかえし強調してきた。そういう私の見解を、西宮氏は無視している。

また、神田秀夫氏は、いわゆる偽書論者ではない。神田氏の序文切捨て論は、偽書論者にならないための論である。しかし、西宮氏の書き方では、偽書論者にさせられている。

このように、名前をはっきり出さない批判は、やはり、「学問上の△批判▽の概念ではない」と思うのである。

三

西宮一民氏は、「このやうな見解は全く成立しない」「すべてによく説明ができた」(傍点は引用者)と「全く」「すべて」という言葉をよく使う。使うのはかまわないが、序文に疑いをもつ論者、序文と本文の不一致という論者でも、それぞれ論点がちがうのである。そのような多様な論を「すべて」一本化して批判するのは困る。

また、はつきり私の名をあげ、文章を引用して、「もはや言ふべき言葉を私はもたない」とあきれている。その上で「このやうな見解は全く成立しない」「全く『記』の狙いを外した愚にもつかぬものであることを知るべきである」(傍点引用者)という言葉がでてくる。こういう文章を読んでいると、藪田嘉一郎氏が「古事記序文考」(『日本古代史論叢』所収)で、「古事記擁護論者は、アカデミーという虎の威をかりて、いつも語気勇壮で……」と書いた文章を思い出す。藪田氏の文章は、「いつも語気勇壮で、敵の非論理性をつくこと鋭きにかかわらず、自己の非論理性を寛容することすこぶる大である。これは遺憾に堪えぬ」とつづくが、この言葉が、そのまま西宮氏にあてはまるとは言わぬ。しかし、「愚にもつかぬものである」と断定され、その愚を「知るべきである」と言われても、「知る」わけにはいかないのである。

四

基本的な問題点について、もう一度整理しておく。

一 西宮氏の批判の立場は、「すべてによく説明ができ、よく理解ができる人」である西宮氏(批判者)と、「満足な説明もできず、よく理解もできない」人(被批判者)という図式によっている。だから西宮氏は被批判者より一

段上にいて、「全く『記』の狙ひを外した愚にもつかぬものであることを知るべきである」などと書くのである。

二 西宮氏の批判は、被批判者の論文・発言をよく読んでいないか、聞こうとしないで批判している。また、それぞれ論点のちがうAとBの説を、一緒にして批判するなど、批判そのものに問題がある。

三 西宮氏の批判は、「全く」「すべて」をつけて、被批判者の説を「誤りである」「成立しない」「愚にもつかない」などと書く。このように、断定と一方的きめつけに満ちているが、それも「牢固な信念」ともいふべき自信に基づいての批判なのだから、批判のルールを欠いているなどとは言うまい。むしろ、その自信の強さに脱帽するのみである。

だが、それぞれちがった人物の、異ったAとBの説を一緒にして一つの説にしたて（だから人物名をあげていない）その説を批判するのは、批判のルールを欠いてはいないだろうか。

西宮氏は最初に、

批判だから、論者の言説を正確に引用して、一々言葉尻を捉へて云々するのが礼儀であらうが、それならその論文著書の倍の頁数が必要となり、すべてに不経済であり、それが学問の進歩に役立つとも思

へないので、すべて簡略に従ふことを許されたい。ことわっている。だが、「論者の言説を正確に引用」しなくてもいいが、この説は誰が言っているのか、論者の名々らしい正確にあげて批判していただきたい。また「簡略に従ふ」のはいいが、簡略しすぎて、二人の異った説を自分の都合のよいように一つにして批判するのは困る。これは「簡略に従ふ」ことではないし、「学問の進歩に役立つとも思へないので」ある。

五

西宮氏が「よく理解できる」というのは、「天武天皇御識見本の帝紀旧辞の存在を前提においている。つまり、西宮氏独自の序の解釈が前提にある。序を「よく理解」すると、「天武天皇御識見本」なる『帝紀・旧辞』の存在が明らかになるというのだから、一応西宮説を認めよう。

なぜなら、西宮説は『古事記』序文解釈の一つではなく、「よく理解」した結果なのだから、「よく理解」できない私は、認めるしかないのである。だから、解釈なら西宮説への疑問になるが、「よく理解」できないのだから、御教示を得るための質問をしたい。

一 『古事記』序の天武天皇の詔は、自撰定本『帝紀』

『旧辞』のことを述べていると、理解すべきであるというが、詔の「朕聞」・「当今之時」・「故惟」と「時有_二舍人_一」について、独自の解釈（西宮氏によれば「よく理解」する）をしなければ、そういう発想はでてこないと思う。特に、「今之時」と「時有_二舍人_一」の二つの「時」の関連及び解釈をくわしくお聞きしたい。

二 「故惟……欲_レ流_二後葉_一」の「惟」「欲」は、阿礼の誦習に関連していると考えるのは理解不足で、天武天皇が「自ら」「邦家之経緯、王化之鴻基」と断じた『帝紀旧辞』を編んだ」と理解するのが、「よく理解」することなら、その理由を詳細に説明していただきたい。この「惟」「欲」に、天武天皇の御識見は推察できても、御識見本つまり自撰定本の推察は、深読みをしないかぎり無理だと思ふ。

三 西宮氏は『古事記』（新潮日本古典集成）の解説で、天武天皇十年三月十七日の「詔に基づいて、川嶋皇子以下十二名は帝紀と上古の諸事の記定を進めるわけであるが、一方で、天武天皇みずから、これと定める『帝紀・旧辞』の討覈・訂正・撰録を進められた」のが自撰定本の『帝紀・旧辞』だとする。これだけの説明では、なぜ、川島皇子らと別に撰録をしなければならなかったのか、なぜ、天武天皇が直接手を下さなければならなかつ

たのか、私には「よく理解」できないのである。

四 天武天皇の自撰である理由として、『古事記』独自記載氏族数が百四十五氏にのぼる例などをあげているが、そのことは天武天皇が直接撰録した理由にはならない。天皇でなくても、天皇の意を受けてやればできるとである。西宮氏は、『古事記偽書説』不成立の論』の中でも自撰定本の裏付として、『記』は内容的に、天武天皇の思想または天武天皇の時代環境を反映してゐるはずだと考へなければならぬ』（傍点西宮氏）と書き、四例ほどあげているが、その例は、思想と時代環境の反映ではあっても、自撰定本の存在理由にはならない。天武天皇の時代に原古事記がつけられたであろうとする、川副武胤氏や私の説も、西宮氏が例にあげたような、『古事記』本文にみられる天武天皇の思想や、その時代環境の反映に注目しての推論である。だから、内容的に本文がそうであったとしても、その本文の内容をもって、天武天皇自撰定本を推測するのは、いかがであろうか。

五 西宮氏は、安万侶の仕事が文体や表記のことに止まっている理由として、「天武天皇御識見本」に手を加えるのは「恐れ多いことであったから」（傍点引用者）としている。なぜなら、安万侶が「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』を熟読し、よくその精神を理解したから

だ」と書いているが、そのような安万侶なら、なぜ、熟読した『帝紀・旧辞』が天武天皇自撰定本であることを明記しなかったのか。内容に手を加えることを「恐れ多い」としている安万侶なら、「御識見」だけでなく「御識見本」であることを、『序』に明記することこそ、天皇に対する臣下の礼ではないだろうか。

六 天武天皇の自撰定本とすることによって、「本文」と「序」が「よく対応」するのに、「この対応が見抜けなくて」「記序」は無関係な壬申の乱を描写するのに対して「本文」は推古天皇で終ってゐるから、『記序』と『本文』とはちぐはぐであり」とするような「見解は『記』に対する理解が行届かぬところから生じたものと思ふ」と、西宮氏は書くが、ではお聞きしたい。

太安万侶にとって、現存『古事記』の「撰録」でも、もっとも大事なことは、熟読した「天武天皇自撰定本『帝紀・旧辞』」の「精神の表現」と、「我々に訓めるやうに」することであつたというが、多くの人が知っており、『日本書紀』にも書かれている壬申の乱のことは、序にスペースをとって明確に書かれていながら、肝腎のことは、なぜ曖昧に、「精神の表現」としか書かれていないのか。これは、壬申の乱の書き方からみて、「恐れ多いことであつたから」曖昧に書いたのではなく、そういう事実が

なかつたからではないのか。

七 三谷栄一氏は『古事記の成立』で、天武持統期の後宮に古事記成立の主役を推定するが、本文を詳細に検討する限り、武田祐吉氏らも指摘しているように、女性の『古事記』へのかかわりは無視できない。天武天皇自らの「討賊・訂正・撰録」とするのは、男の中の男ともいうべき人柄の反映があまり「古事記」本文にはないのである。その点どのように理解したらいいのであろうか。また、天武天皇の「武」についての能力ならわかるが、天武天皇が『帝紀・旧辞』を自ら読んで、討賊・撰録したと推測するには、天皇としての時間的余裕と、「文」についての才能を考えた場合、そういうことは適任者にまかせたとみるのが、常識的ではないだろうか。

八 西宮氏は、「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」「稗田阿礼誦習本の『帝紀・旧辞』」「太安万侶本古事記（和銅奏覧本古事記）」に分けて「古事記」序を理解しているが、西宮氏の書く『帝紀・旧辞』は、『帝紀・旧辞』を天武天皇が御識見したとか、稗田阿礼が誦習したとかいうのではない、御識見本・誦習本という特殊な『帝紀・旧辞』なのである。しかし、「太安万侶本古事記」の「原」になつた『帝紀・旧辞』なのだから、現存『古事記』との関係では『原古事記』である。だとすれば、「太

安万侶（和銅奏覽）本古事記」に對して、「稗田阿礼誦習本古事記」「天武天皇御識見本古事記」と書いてもいいのではないか。なぜ、西宮氏はそのように書かず、『帝紀・旧辞』と書くのであろうか。西宮氏のいう「○○本の帝紀・旧辞」に固執するなら、「太安万侶（和銅奏覽）本の『帝紀・旧辞』」でもいいのではないだろうか。

九 『古事記』の序に、「帝紀を撰録、旧辞を討覈」「帝皇日継及先代旧辞を誦習」とあり、それを、太安万侶が「古事記三卷」にまとめたから、安万侶以前の御識見本及び誦習本は、『帝紀・旧辞』と書くというのであれば、序の『帝紀・旧辞』が問題である。なぜなら、『序』に書かれている『帝紀・旧辞』は、天武天皇の「御識見」に従って稗田阿礼が誦習したという以上には、受けとれないからである。

十 西宮氏も、かつては『帝紀・旧辞』と書かずに、『天武天皇御識見本』を『古事記』と書いたことがある。『古事記の成立』（『論集・古事記の成立』昭和五十二年刊）という論考では、「古事記は完成撰進については、安万侶を措いて他にはないが、すべて安万侶作と考えてはならない。原古事記あつての現古事記なのだから、そして原古事記こそは、天武天皇みずからの構想による編集と私は考えている。したがって、安万侶は『子細に採り撫

ひぬ』と述べているのである。言うならば、天武本古事記完成のおおけなさの表白に他ならない」と書いている。ここで書く「天武本古事記」は「安万侶本古事記」の「原」になる『古事記』、つまり現存『古事記』に對して『原古事記』にあたる。この『原古事記』を万葉集所引本古事記とみたのが西宮説である。その説については、私は「古事記の成立」(『古事記年報』二十・昭和五十三年)で批判した。また徳光久也・尾崎知光の両氏らの批判もあつて、「誤認であつた。これは通説どおり、現古事記を節略または改記したものを見るべきである」(『国文学・解釈と教材の研究』昭和五十四年六月)、「学界時評・上代」と西宮氏は前説を撤回した(徳光・尾崎の両氏は通説にたつての批判だが、私は原古事記・現古事記のどちらとも、万葉集所引古事記とは断定できないという批判である)。いづれにしても、西宮氏はそれ以降「天武本古事記」とは書かなくなっているが、「天武本古事記」(天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』、稗田阿礼誦習本の『帝紀・旧辞』)の発想は、變つていないのではなからうか。

十一 いわゆる「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」は、四年かかったと西宮氏は推測している(『古事記』解説)。というのは、十一の連が忌寸になった天武十四年六月二十日が、賜姓の最後なので、天武十年三月の川島皇

子らへの詔から計算して、そう推測するのである。だから、私が真先に質問した「今之時」は天武十年であり、「時有_レ舍人_二」は天武十四年となるが、こういう解釈を氏姓の例だけでみちびき出すことに、私は問題があると思うが、いかがであろうか。

十二 西宮氏は、すべて音仮名で書かれている『古事記』の歌に対して、『万葉集』に載る『古事記』の歌の表が音訓交用表記であることから、歌においては、音訓交用表記で書かれた『万葉集』の歌が「原型」で、それを現存『古事記』の一字一音の音仮名表記にしたと解釈するのが「自然」だとして、『万葉集』記載の『古事記』を「原古事記」（稗田阿礼誦習本の『帝紀・旧辞』）とみていた（『古事記の成立』）。ところが、『万葉集』の表記体系によって『古事記』を書き改めたものとみてよい（『古事記』解説）と、前説を撤回しているが、この見解でいくと、音訓交用表記（原型）——一字一音仮名表記（古事記）——音訓交用表記（万葉集）ということになる。とすれば、『古事記』を固有名詞でなく普通名詞と認める以上は、音訓交用表記の『古事記』があり得たという推測を、「すべて」否定し去ることはできないであろう。徳光久也氏（『古事記成立論批判』「古事記年報」二十一号）、尾崎知光氏（『万葉集卷二所引古事記をめぐって』「古事記年報」

二十一号）の批判のうち、特に徳光氏の「西宮『原古事記』説」批判は、『古事記』は固有名詞とする前提に立っての批判であるが、私の異本古事記論なども含めて、今問われるのは、普通名詞の「古事記」としての、現存『古事記』の再検討ではないだろうか。

西宮一民氏から批判を受けた、細かい問題についての「すべて」に、私は反論したいのだが、とりあえず、『古事記偽書説』不成立の論』の基本的問題点。

一 批判の仕方。

二 「天武天皇御識見本の『帝紀・旧辞』」に焦点をしばって書いた。

〈付記〉

現存『古事記』の偽書説に対して、『古事記』偽書説不成立の論が、説得力のある論理の展開の上で御教示していただければ、本誌四十六号でも述べたように（拙論『古事記』偽書説をめぐる諸問題）、序文を疑うべきでないと納得する。しかし、西宮一民氏の『古事記偽書説』不成立の論』は、異本『古事記』の存在などを含めて納得できかねるので、批判を質問のかたちで書いた次第である。重ねて、偽書説に固執する者ではないことを付記する。